

中間検査を行う対象建築物の見直しについて

改正事項

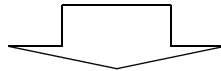
対象建築物の拡大

- ・増築及び改築が対象用途、規模に該当する場合も中間検査対象として追加します。

1 改正の概要

<現行>

- ①法別表第一（一）の項から（四）の項までの（い）欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3以上の建築物のうち新たに建築するもの
- ②階数が3以上の共同住宅のうち新たに建築するもの
（※①②とも法規定に該当するものを除く）



<改正後>

- 新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当する建築物とする。
- ①法別表第一（一）の項から（四）の項までの（い）欄に掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの
 - ②共同住宅で階数が3以上のもの
（※①②とも法規定に該当するものを除く）

2 改正の理由

平成24年9月20日に公布、施行された改正建築基準法施行令により、既存不適格建築物に対して大規模な増築が可能となったため、増築等についても中間検査対象とするものです。また、法規定による中間検査対象建築物は増築等についても対象としているため、これに揃えて変更するものです。

3 施行期間

改正告示適用日（平成25年6月20日）から3年間

※適用日以後に確認申請書及び計画通知（変更を除く。）を提出する建築物について適用します。適用日前に確認申請書を提出する建築物については、なお従前の例によります。